

中小企業・小規模企業の振興に関する条例

本県の中小企業・小規模企業は、本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、本県産業活力の源泉であるとともに、地域のまちづくりや文化の形成を促進するなど、地域社会を支え、県民生活の向上に大きく貢献している重要な存在である。

しかしながら、少子高齢化と人口減少、経済社会生活圏の広域化、経済活動の国際化等の急速な進行により、中小企業・小規模企業は、日に日に激化する企業間競争に直面している。さらに、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生により、本県の中小企業・小規模企業は、かつて経験したことのない厳しい経営環境に直面することとなった。

このような中で、中小企業・小規模企業が多様で活力ある成長発展を続けていくためには、中小企業・小規模企業自身が経営の改善及び向上を積極的に図るよう努めるとともに、地域社会全体として、中小企業・小規模企業が地域社会の発展のために不可欠であることを強く認識し、支援することが必要である。特に、経営資源の確保がより困難である小規模企業者については、事業の持続的発展が図られるよう支援することが必要である。

こうした状況に鑑み、中小企業・小規模企業の振興を県政の最重要課題の一つとして位置付け、中小企業・小規模企業を支援する施策の総合的な推進を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、本県経済の発展及び雇用の

場の創出を図り、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）

第二条第一項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「中小企業・小規模企業支援団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業の支援を行う団体であつて、県内に事務所を有するものをいう。

4 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。

5 この条例において「教育機関等」とは、大学、高等専門学校その他の教育機関、大学共同利用機関その他の研究機関及び公共職業能力開発施設をいう。

6 この条例において「大企業者」とは、中小企業・小規模企業以外の会社をいう。

7 この条例において「産学官金の連携」とは、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、教育機関等、国及び地方公共団体並びに金融機関等が相互に連携することをいう。

(基本理念)

第三条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な取組を支援することを基本として推進されなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえ推進されなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、多様な人材、豊かな自然、高い技術力その他の地域資源の持続的かつ積極的な活用を図ることにより推進されなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興は、産学官金の連携を基本とし、中小企業・小規模企業に関係するものが相互に連携することにより推進されなければならない。

5 中小企業・小規模企業の振興は、特に経営資源の確保が困難である小規模企業者に配慮して推進されなければならない。

6 東日本大震災からの中小企業・小規模企業の復興及び災害が発生した場合における中小企業・小規模企業の復旧・復興は、県民及び中小企業・小規模企業に関係する全てのものが相互に連携し、協調することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(中小企業・小規模企業の取組)

第五条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

第六条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の実態を把握し、経営の改善及び向上に対して積極的に支援するよう努めるとともに、県等（国、県及び市町村をいう。以下同じ。）が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関等の役割）

第七条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の資金需要に対して適切に対応すること等により、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に配慮するよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関等の役割）

第八条 教育機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発、技術の向上及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第九条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の協力）

第十条 県民は、中小企業・小規模企業の振興が県民生活の向上に寄与することを踏まえ、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（経営の革新等）

第十一条 県は、中小企業・小規模企業の経営の革新、経営基盤の強化、創業及び新たな事業の創出を促進するため、相談及び支援の体制の整備、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保)

第十二条 県は、中小企業・小規模企業の国内外における販路の開拓及び取引拡大の支援のため、取引機会の提供、相談及び支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

(産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進)

第十三条 県は、中小企業・小規模企業の技術及び新商品の開発等の促進を図るため、産学官金の連携の促進、企業間の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(資金の供給の円滑化)

第十四条 県は、中小企業・小規模企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、中小企業・小規模企業を対象とする融資制度の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進)

第十五条 県は、中小企業・小規模企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図るため、勤労観・職業観の醸成、就業に対する意識の啓発、職業能力開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)等に配慮した中小企業・小規模企業の雇用環境の整備の促進を図るため、情報の提供、経営管理者への啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の集積等)

第十六条 県は、地域特性に応じた産業の集積等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、県内への企業の立地の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(商業の振興等)

第十七条 県は、商業の振興等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、商店街の活性化、まちづくりの推進を図る活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域資源の活用等)

第十八条 県は、多様な地域資源の活用等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、農商工等連携（中小企業・小規模企業と農林漁業者との連携をいう。）による事業活動の促進、技術の継承の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業承継への支援)

第十九条 県は、中小企業・小規模企業が円滑に事業の承継を行うことができるよう、後継者の育成の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(災害発生後における支援)

第二十条 県は、中小企業・小規模企業が東日本大震災からの復興を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地震その他の災害の発生後においても、中小企業・小規模企業が速やかに復旧・復興を図り、事業を継続することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第二十一条 県は、第十一条から前条までに掲げる施策を講ずるに当たっては特に小規模企業者に配慮し、小規模企業者の事業の持続的発展を図るため、経営に関する支援体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第二十二条 県は、市町村が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策について、必要に応じ、情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(計画の策定)

第二十三条 知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な計画を定め、公表するものとする。

2 知事は、前項の計画に基づく施策の実施に当たっては、あらかじめ、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、市町村等の意見を聴き、施策に反映するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証)

第二十四条 知事は、毎年度、前条の計画に基づく施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

2 知事は、前項の検証に当たっては、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、市町村等の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第二十五条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるも

のとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。